

#### 第4節 普通回数旅客運賃

(普通回数旅客運賃)

第106条 普通回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の普通回数旅客運賃は、その区間の大人普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。
- (2) 小児の普通回数旅客運賃は、その区間の小児普通旅客運賃（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額）を10倍した額とする。

(通学用割引普通回数旅客運賃)

第107条 第39条第1項及び第2項の規定により通学用割引普通回数乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通回数旅客運賃の割引を行う。

- (1) 第39条第1項第1号に規定する学生に対しては、大人普通回数旅客運賃について2割引
- (2) 第39条第1項第2号に規定する生徒に対しては、大人普通回数旅客運賃について5割引

第108条 削除

第109条 削除

第110条 削除